

自動販売機で取り扱う商品に係る留意事項

- 1 現在設置されている清涼飲料水等の販売機 2 台分の設置個所は、引き続き 2 台とも清涼飲料水用とする。取扱いメーカー等はこだわらない。
- 2 生徒の運動時の水分補給等、生徒の福利厚生を主たる目的とするため、取り扱う商品は単純な嗜好品ではなく、体調維持等に有用なものとする。選定した商品について、学校教職員から交換の指示が出た場合は、即時対応すること。
- 3 校内美化等の観点から、商品は開閉栓のあるペットボトル等に入ったものに限定する（開閉栓があれば、ボトルタイプの缶も可）。牛乳やプロテイン飲料等を取り扱う場合は、紙パックも可とする。飲み終わったボトル等は業者が準備した回収ボックス等で集積し、定期的に業者が回収処分すること。
- 4 平日・土日・祝日等の別なく年間を通して、一日 1 回以上の補充を行うこと。特に夏期については、生徒の利用頻度が上がることが見込まれ、午前・午後各 1 回以上の補充が必要になるため、これに対応すること。
- 5 食品用の自動販売機については、現有の施設を回収することなく、新規設置できるものであること。電気料金等を算出するための子メーターを設置すること。
- 6 取り扱う商品はおにぎりやパン、サンドイッチ等昼食の代用になるものであること。デザート類やお菓子、カップラーメン等は取り扱わないこと。ただし、カロリーメイト、プロテインバー等栄養補助食品は可とする。
- 7 支払い方法としては現金の外、電子マネーの利用も可とする。
- 8 その他、不明な点については、適宜学校教職員に確認し、必要があれば協議すること。